

事業計画書に対する知事意見書

4資第177-5号
令和4年(2022年)11月29日

有限会社エンジニアリングウッド
代表取締役 小野澤 厚史 様

長野県知事 阿部 守一

令和4年7月14日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県佐久市御馬寄字十二新田1132番1、1132番4、1133番
廃棄物の処理施設の種類	木くずの切断施設(移動式兼用) 木くずの破碎施設(移動式兼用)
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	(産業廃棄物) ○木くずの切断施設(移動式兼用)(新設) 7.2 t/日(0.9 t/h 8時間稼働) 18.4 t/日(2.3 t/h 8時間稼働) 302.4 t/日(37.8 t/h 8時間稼働) ○木くずの破碎施設(移動式兼用)(新設) 468 t/日(58.5 t/h 8時間稼働) ○木くずの破碎施設(移動式兼用)(能力変更) 421.6 t/日(52.7 t/h 8時間稼働) 468 t/日(58.5 t/h 8時間稼働) (一般廃棄物) ○木くずの切断施設(移動式兼用)(新設) 7.2 t/日(0.9 t/h 8時間稼働) 18.4 t/日(2.3 t/h 8時間稼働) 302.4 t/日(37.8 t/h 8時間稼働)

変 更 の 概 要	新	旧
	<p>○産業廃棄物処分量の事業範囲変更許可 *中間処理（<u>切断、破碎</u>） 木くず</p> <p>○産業廃棄物処理施設の変更許可 *木くずの破碎施設（移動式兼用） <u>佐久市御馬寄字十二新田1132番4（敷地内での移設）</u> <u>421.6 t/日（52.7 t/h 8時間稼働）</u></p> <p>*木くずの破碎施設（移動式兼用） <u>佐久市御馬寄字十二新田1132番4、1133番（敷地内での移設）</u> <u>468 t/日（58.5 t/h 8時間稼働）</u></p> <p>○産業廃棄物処理施設の設置許可 <u>木くずの破碎施設（移動式兼用）</u> <u>468 t/日（58.5 t/h 8時間稼働）</u></p> <p>○一般廃棄物処理施設の設置許可 <u>木くずの切断施設（移動式兼用）</u> <u>7.2 t/日（0.9 t/h 8時間稼働）</u> <u>木くずの切断施設（移動式兼用）</u> <u>18.4 t/日（2.3 t/h 8時間稼働）</u> <u>木くずの切断施設（移動式兼用）</u> <u>302.4 t/日（37.8 t/h 8時間稼働）</u></p>	<p>○産業廃棄物処分量の事業範囲変更許可 *中間処理（<u>破碎</u>） 木くず</p> <p>○産業廃棄物処理施設の変更許可 *木くずの破碎施設（移動式兼用） <u>佐久市御馬寄字十二新田1132番4</u> <u>13.5 t/日（1.687 t/h 8時間稼働）</u></p> <p>*木くずの破碎施設（移動式兼用） <u>佐久市御馬寄字十二新田1132番4他1筆</u> <u>282.4 t/日（35.3 t/h 8時間稼働）</u></p>

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。